

平成 19 年 10 月 18 日

自民党政務調査会

税制調査会 御中

社団法人 日本書籍出版協会

理事長 小 峰 紀 雄

社団法人 日本雑誌協会

理事長 村 松 邦 彦

社団法人 日本出版取次協会

会 長 山 崎 厚 男

日本書店商業組合連合会

会 長 大 橋 信 夫

### 税制に関する要望書

出版業界の諸事業に、ご理解・ご支援を賜り深く感謝いたします。

出版業界は、出版事業の特性、書籍・雑誌の学術・文化の振興・普及に果たす役割にかんがみ、消費税の取り扱いについて次のとおり要望いたします。

つきましては、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【要望事項】

#### 書籍・雑誌等の出版物の消費税率を軽減税率または据え置きとすること

ご高承のとおり、現在政府税制調査会および各政党等において少子・高齢社会における税制のあり方について論議されており、この中で消費税率等の見直しが大きな課題となっております。

付加価値税等を導入している多くの国々では、学術・文化・教育を国民各層が公平に享受し、自国の文化水準を維持するとの観点から、出版物の付加価値税を免税または軽減等の措置がとられています。これは、食料品が命の糧であると同様に出版物が心の糧との配慮から行われているものです。わが国においても書籍・雑誌等の出版物の消費税率を軽減または据え置きとすることを強く要望いたします。

## 【理 由】

出版物は、知識や情報の伝達、学術・文化・教育の普及に大きな役割を果たしています。

近年、読書離れやリテラシーの低下が危惧されるなか、2005年（平成17年）7月に「文字・活字文化振興法」が制定されました。すべての国民が、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備することを国および地方公共団体の責務として、関係機関および民間団体等と連携、総合的施策を策定し、実施することとしています。また、学術的出版物の普及について、国が出版の支援その他の必要な施策を講ずることとしています。

書籍・雑誌等によって普及してきた文字・活字文化は、あらゆるコンテンツの源泉です。書籍・雑誌など活字文化の創造・保護・活用について、最大限の考慮が払われるべきであると考えます。

子どもたちの読書習慣の形成には、地道で息の長い日常的な取り組みが必要です。出版界は長年にわたり、国民各層の活動と手を携え、子どもの読書活動を推進してきました。

2001（平成13）年12月に「子どもの読書活動推進法」が制定され、読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであること」との認識から、そのための環境の整備と施策を総合的に策定・実施することを国・地方公共団体に求め、出版界としてもこれらに資する書籍等の出版物の提供に努めることになっています。

子どもの国語力の低下が指摘されるなか、ますます出版物に接する機会を減少させることは、読書習慣の形成のうえからも見過ごすことができない問題です。

以 上